

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	河川課	整理番号	2 - 316
処分の種類	工事原因者に対する工事施行命令			
根拠法令条例等・条項	河川法第18条			
処分の概要	河川管理外の原因によって生じた河川工事の原因者に対する工事施行命令			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難)			
基準の制定根拠	-			